

年金あれこれ

国民年金付加年金制度をご存じですか

◆付加年金制度とは

国民年金基金に加入していない第1号被保険者及び任意加入被保険者が月々の定額保険料に付加保険料を納付することで、老齢基礎年金の年金額に付加年金を上乗せして受けとることができます。

また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加保険料額
月額⇒400円

付加年金額
年額⇒200円×納付月額

付加年金納付額と受け取り額早見表

付加年金加入年数と保険料納付額	付加年金受給額(年額)	2年間で受け取る付加年金額
1年 (400円 × 12月) 4,800円⇒	(200円 × 12月) 2,400円⇒	4,800円
10年 (400円 × 120月) 48,000円⇒	(200円 × 120月) 24,000円⇒	48,000円
20年 (400円 × 240月) 96,000円⇒	(200円 × 240月) 48,000円⇒	96,000円
30年 (400円 × 360月) 144,000円⇒	(200円 × 360月) 72,000円⇒	144,000円
40年 (400円 × 480月) 192,000円⇒	(200円 × 480月) 96,000円⇒	192,000円

2年間で納めた保険料と同額が受け取れますので、その後は受け取った分だけお得です!

◆国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。

後納制度を利用することで、将来の年金額を増やしたり、納付期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

※付加保険料の納付手続き、後納制度については、役場お客さま窓口係または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

これからの家庭教育

～子どもの欲求と親の愛情～

皆さんの中にも身近な所でイジメに遭遇した人は少なくないのではないのでしょうか。イジメは解決しても次々と出てくるものです。関係者全員がイジメは身近に存在するものとしてとらえなければその解決も難しいものです。

イジメを解決するためにイジメの構造を考えてみましょう。右のイラストをご覧ください。『イジめる子』が加害者であることは間違いありませんが、注目していただきたいのは、周囲にいる『はやし立てる子』と『見ているだけの子』もイジメの加害者である点です。

ここで一番問題なのは、特に「私は関係ない」「イジメにかかわりたくない」と思う『見ているだけの子』に当事者意識がないことです。自分も関係者の1人であることを意識することからイジメは解決・減少していくのではないのでしょうか。

